

○厚生労働省告示第三百七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年十一月二十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

別表 第1部～第9部 (略)		別表 第1部～第9部 (略) (新設)	
第10部 追 補 (6)			
品名	規格単位	薬価	薬価
(1)	イマチニブ錠100mg [NIGL]	100mg1錠	390.30
(2)	エトリブタ錠20mg [VTRSL]	20mg1錠	154.70
(3)	オルタズイブ錠4mg	4mg1錠	585.20
(4)	セレキシブ錠100mg [VTRSL]	100mg1錠	11.90
(5)	セレキシブ錠200mg [VTRSL]	200mg1錠	17.80
(6)	d-クロルフェニラミンブレイン酸塩錠2mg [NIGL]	2mg1錠	5.70
(7)	パルモゾイブX R錠0.2mg	0.2mg1錠	61.30
(8)	パルモゾイブX R錠0.4mg	0.4mg1錠	113.40
(9)	ゾオゼバル錠5mg	5mg1錠	234.10
	ゾオゼバル錠10mg	10mg1錠	345.80
	ゾオゼバル錠20mg	20mg1錠	510.90
	ゾオゼバル錠30mg	30mg1錠	641.80
	ゾレカバリンOD錠25mg [VTRSL]	25mg1錠	14.90
	ゾレカバリンOD錠75mg [VTRSL]	75mg1錠	24.30
	ゾレカバリンOD錠150mg [VTRSL]	150mg1錠	33.40
注 射 薬			
品名		規格単位	薬価
(10)			
	アタリムブアB S皮下注20mgシリンジ0.2ml [CTNKL]	20mg0.2ml1筒	15,226
	アタリムブアB S皮下注40mgシリンジ0.4ml [CTNKL]	40mg0.4ml1筒	27,822
	アタリムブアB S皮下注40mgシリンジ0.4ml [CTNKL]	40mg0.4ml1キット	27,822
	アタリムブアB S皮下注80mgシリンジ0.8ml [CTNKL]	80mg0.8ml1筒	55,109
	アタリムブアB S皮下注80mgシリンジ0.8ml [CTNKL]	80mg0.8ml1キット	55,109
	アレモ皮下注15mg	15mg1.5ml1キット	249,546
	アレモ皮下注60mg	60mg1.5ml1キット	844,727
	アレモ皮下注150mg	150mg1.5ml1キット	1,893,013
(11)			
	ウゾービ皮下注0.25mg SD	0.25mg0.5ml1キット	1,876
	ウゾービ皮下注0.5mg SD	0.5mg0.5ml1キット	3,201
	ウゾービ皮下注1.0mg SD	1mg0.5ml1キット	5,912

ウコニー皮下注1.7mg S.D. 1.7mg0.75ml 1キット 7.903
ウコニー皮下注2.4mg S.D. 2.4mg0.75ml 1キット 10.740

(エ)

エゾキンリ皮下注4mg 4mg0.8ml 1瓶 137.724
エゾキンリ皮下注48mg 48mg0.8ml 1瓶 1,595.363

(オ)

オルツビーオ静注用250 250国際単位1瓶 (溶解液付) 49,543
オルツビーオ静注用500 500国際単位1瓶 (溶解液付) 99,085
オルツビーオ静注用1000 1,000国際単位1瓶 (溶解液付) 198,171
オルツビーオ静注用2000 2,000国際単位1瓶 (溶解液付) 396,341
オルツビーオ静注用3000 3,000国際単位1瓶 (溶解液付) 594,512
オルツビーオ静注用4000 4,000国際単位1瓶 (溶解液付) 792,683

(キ)

キヌービートル20%皮下注2g/10ml 2g 10ml 1瓶 21,882
キヌービートル20%皮下注4g/20ml 4g 20ml 1瓶 43,195
キヌービートル20%皮下注8g/40ml 8g 40ml 1瓶 85,266

(ク)

コルスバシ静注透折用シリンジ17.5μg 17.5μg0.7ml 1筒 2,971
コルスバシ静注透折用シリンジ25.0μg 25.0μg0.7ml 1筒 3,609
コルスバシ静注透折用シリンジ35.0μg 35.0μg0.7ml 1筒 4,341

(ル)

ジルビスク皮下注16.6mgシリンジ 16.6mg0.416ml 1筒 69,580
ジルビスク皮下注23.0mgシリンジ 23mg0.574ml 1筒 96,347
ジルビスク皮下注32.4mgシリンジ 32.4mg0.81ml 1筒 135,661

(レ)

ソグルーヤ皮下注15mg 15mg1.5ml 1キット 76,753

(ロ)

テセムバドテ皮下注210mgペン 210mg1.91ml 1キット 178,182
テセムバドテ皮下注200mgシリンジ 200mg1.14ml 1筒 43,320

(ハ)

ナノゾラ皮下注30mgオートインジェクター 30mg0.375ml 1キット 113,858

(ニ)

フェスゴ配合皮下注 IN 15ml 1瓶 471,565
フェスゴ配合皮下注 MA 10ml 1瓶 268,695

(ヒ)

ベグナルグランスチムB.S皮下注3.6mg 「ニゾロ」 3.6mg0.36ml 1筒 61,188
ベグナルグランスチムB.S皮下注3.6mg 「モチダ」 3.6mg0.36ml 1筒 61,188

(ホ)

メグルダニゼ静注用1000 1,000単位1瓶 2,674,400

(リ)

リスチマーゴ皮下注280mg 280mg2ml 1瓶 356,392

(れ)

レクピオ皮下注300mgシリンジ 300mg1.5ml 1筒 443,548

外 用 薬 規 格 単 位 薬 価 単 位

(注)

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第九 在宅自己注射指管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) ペグセタコプラン製剤 シルコプランナトリウム製剤 コンシズマブ製剤</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) ペグセタコプラン製剤 (新設) (新設)</p>

附 則

この告示は、令和五年十一月二十二日から適用する。